



にしごう

広報にしごう第215号
昭和63年11月1日

VOL.11

■人口のうごき 人口15,528人(+33) 男7,849人(+14) 女7,679人(+19) 世帯数3,799戸(+16) 10月1日現在()は対前月比



秋の一日を満喫

おもな内容

| | ページ |
|----------------------------------|-----|
| 他用途利用米の生産農家の皆さんへ… | 2 |
| 冷害に伴う被災者に対する 地方税減免申請について…………… | 3 |
| さざなみ学園で ルバーブのジャムづくり…………… | 4 |
| 健康アラカルト…………… | 5 |
| 国民年金…………… | 6～7 |
| おしらせ…………… | 8 |

写真：大勢の人々にぎわった第6回西郷村地場産業商工祭

他用途利用米の

生産農家の皆さんへ

昭和63年度他用途利用米の出荷について

異常気象により被害にあわれた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

昭和六十三年水田農業確立

対策につきましては、皆様のご協力により目標達成見込みになっておりますが、他用途利用米の確実な売渡しがされないと未達成となります。

では、個別農家毎に作況調整を行い、収穫量に応じた他用途利用米の売渡しをお願いすることになります。この場合、主食の限度数量と同じ扱いで調整することになりますので、限度数量（主食用）だけ確保して他用途利用米が売渡しできないというのではないように、売渡しにあたって左記事項にご留意いただきますようお願い申し上げます。

記

1、他用途利用米の取扱要綱
他用途利用米は、通常の米と同様に生産します。他用途利用米を生産するほ場を他の転作等のように定める必要がありませんので、米を生産した全体の中から三等米以内の米を「他用途利用米」として食糧事務所の検査を受け出荷することにより、

転作等実施面積（転作実施面積）は、他用途利用米として、出荷された数量を十アール当りの単収（作柄、作況により調整）から換算し面積を算出します。このことから、収穫期（米の売渡し時期）に、作柄（作況）に応じて黄殿の全体の水田作付水田から生産された三等米以内（整粒歩合四十五%以上等）の米を、食糧事務所の検査を受け契約数量分を売渡すこととなります。

2、作況調整並びに転作面積換算について
異常気象により被害を受け本年産米について主食用の限度数量確保も困難な農家があることと思いますが、他用途利用米については、転作等の一態様として実施されており、他の転作実施農家と不均衡の生じないよう取り扱いをしなければなりませんので、被害農家についても他用途利用米売渡委託契約面積に相当する数量を売渡していただくこととなります。

3、他用途利用米の作況調整の申出について
水稲に被害を受け、他用途利用米売渡しに係る作況調整を希望する農家は、限度数量（主食用米）も同じ扱いで調整されることに留意して、一次集荷業者（農協等）を通じ市町村長へ作況調整を申し出ることとなります。

なお、前記についてのお問い合わせは白河農協西郷支所営農資料課 ☎（二七一一八〇〇）または、村役場産業課 ☎（二二五一一一一）内線三三三三へご連絡下さい。



▲県議団による被害調査（折川地内）



昭和六十三年年度の冷害により、農作物の被害による減収が予想されます。村では被災者に対し減免措置を講ずるため、村民税及び国民健康保険税の減免に関する条例を制定いたしました。

この条例の適用は、特に甚だしく被害を受け租税能力を著しく喪失したと認められる者の納付すべき、村民税及び国民健康保険税のうち、昭和六十三年年度分として課税され昭和六十三年十月一日以後の納期の到来する税額について、一定の基準（別表）にもとづき減免しようとするものです。

◎減免に該当する基準

- (1) 農作物の減収による損失額の合計額（農作物の減収価額から農作物共済金額を控除した額）が平年における当該農作物に係る収入額の合計額の十分の三以上であること。
- (2) 前年中の合計（合算）所得金額が六百万円以下であること。
- (3) 合計（合算）所得のうち、農業所得以外の所得（給与所得）が二百四十万円以下であること。

（二五）一内線二五二一（二五四）におたづねください。

冷害に伴う被災者に対する

地方税減免申請について

別表

| 合計（合算）所得金額 | 減免割合 |
|--------------|------|
| 一八〇万円以下であるとき | 全部 |
| 二四〇万円 | 十分の八 |
| 三三〇万円 | 十分の六 |
| 四五〇万円 | 十分の四 |
| 四五〇万円を超えるとき | 十分の二 |

得等）が二百四十万円以下であること。

- (4) 減免を受けようとする税目のうち、農業所得に係る所得割が課税されていること。

◎減免申請について

減免を受けようとする者は、申請書に必要事項を記入し、え、減免を受けようとする事由となるべき事実を証する書類を添付して申請してください。

◎申請書の受付

十一月一日から十一月三十日まで村役場税務課で受付します。

◎詳細については、同税務課（二五）一内線二五二一（二五四）におたづねください。

第1号様式（その1）

| | | |
|------|------|------|
| 地区番号 | 世帯番号 | 個人番号 |
| | | |

冷害による村税減免申請書

昭和 年 月 日

西郷村長殿

納税者の住所 西郷村大字 番地

氏名 印

下記のとおり村民税(所得割)軽減(免除)を受けたいので、昭和63年度の冷害による被災者に対する村民税及び国民健康保険税の減免に関する条例第4条の規定によって申請いたします。

| | |
|--------------------|------------------------|
| 減免を受けようとする年度 | 昭和63年度 |
| 減免を受けようとする納期 | 第3期分及び第4期分 |
| 減免を受けようとする税額 | 第3期納入額 円 |
| | 第4期納入額 円 |
| 減免を受けようとする事由及び被害状況 | |
| その他必要な事項 | 昭和62年分の合計所得金額 円 |
| | 昭和62年分の農業所得以外の所得金額 円 |
| | 水たばこ 稲 粟 耕作面積 果樹 畜産 |
| 申請書提出期限 | 昭和63年11月30日又は納期限前7日まで |

※添付書類 農業共済組合発行による災害減収証明書

船田文部政務次官

が来村

去る九月十六日、国立那須甲子少年自然の家(内田忠平所長)に、船田文部政務次官が視察に訪れました。

文部省所管の国立施設・機関を全体的に見て回る仕事の一環として来たもので、午前十一時五十分ごろ同所に着いた船田文部政務次官は、玄關前で宿泊研修中だった小中学校の子供達や、同自然の家



▲来村した船田文部政務次官

の職員らから大歓迎を受けました。

このあと活動・施設見学として、子供のもちつきや野外炊飯場、自然館など約一時間にわたって熱心に見て回り、研修中の

元氣な姿に大変、感銘を受けた様子でした。
同政務次官は多忙の身で、慌ただしい日程でしたが、同自然の家をあとにし、午後二時半ごろ新幹線で帰京しました。

税の知識

◎税を知る週間

十一月十一日(金)から十七日(木)までは「税を知る週間」です。

国や地方公共団体は、私たちが国民が豊かで安定した暮しができるように、幅広い活動を行っています。税金は、このような活動のための大切な財源です。税務署では、この期間中、広く国民の皆さんに税の意義や役割を正しく理解していただけるよう、座談会の開催、税に関する資料の展示、税務相談など各種の行事を行います。

この機会に、あなたも税金の仕組みや使いみちについて考えてみませんか。(白河税務署)

村の名産品に!

さざなみ学園で

ルバーブのジャムづくり

現在、村には「ふるさと特産

植物です。

品」として、じやがいもなど八品目がありますが、このほど社
会福祉法人清峰会・さざなみ学
園(大清水・鈴木尤特施設長)
では、シベリア原産の薬用植物
「ルバーブ」のジャムづくり
に成功しました。

この茎が食用になりますが、
特殊な香りと酸味のある繊維質
でビタミンCが豊富なため、ジ
ヤムにしたりクッキーに混ぜた
り、その用途はさまざまで健康
食品として大いに重宝がられ
ています。

ルバーブはシベリアが原産地
で、フキに似た形をしており、
葉は六十〜百cmほどのハート型。
また、茎は長さ三十〜五十cm、
太さは3cmほどのタデ科の大型

商品名は「牧師さんのジャム」。
昨春、牧師萩原純一さん(芝原)
が、施設の園生らにルバーブの
ジャムを作らせようと、イギリ
ス産のルバーブ苗を持ち込んだ
のがキッカケとなり、



▲ビタミンCが豊富なルバーブのジャム

冷涼地むきの宿根草の特長を生かし、今春から収穫が始められました。
当学園では、今年、試作品として約三百個を生産しましたが、この「牧師さんのジャム」と名づけられた商品のPRと、売り込みに只今、懸命です。

一千三百七十四万一千円の

財産が灰に

11月26日〜12月2日は

「秋の全国火災予防運動」

その火、その時、すぐ始末

を統一標語に、十一月二十六日から十二月二日まで「秋の全国火災予防運動」が展開されます。

この時期は空気が乾燥し、風

も強いいため火災が発生しやすくなります。火災で焼死したり、

貴重な財産を失ったりすることのないよう一人ひとりが防火に心がけ、火災予防に努めましょう。

昭和六十三年一月から九月現在で村内に発生した火災は九件で、一千三百七十四万一千円の大切な財産が灰になっています。

その原因は「たき火」「ごんろ」など、取扱いのちよつとした不注意から発生しています。

以上のことから、次の「火の用心」七つのポイントを守り、各家庭などで火災を出さないように充分、注意しましょう。

○ 寝たばこや、たばこの投げ



11月9日は

「119番の日」

昨年(一九九〇年)十一月九日を「一九九番の日」と定め、村内に所在する事業所などにおいて一一九番の通報訓練を実施され、通報の要領や仕組みを理解して頂いております。

火災における惨事を大きくするか、小火とするかは早い発見や通報、初期消火にあります。

今年も当日には、是非、事業所などで通報の訓練を実施されますようお願いいたします。

また、当分署では火災期に入る前に消火訓練や消火器の取扱いなど、消防訓練の指導を行っておりますので、各行政区や事業所で指導を受けたい場合は、左記にご連絡下さい。

白河消防署西郷分署 ☎(二五二一五三四)



遺族援護業務・恩給業務

巡回相談会が開かれます

▼相談内容

(一) 戦傷病者援護関係について

ア、戦傷病者手帳の請求に関する事。

イ、療養給付、補装具交付、各種減免に関する事。

ウ、その他。

(二) 戦没者遺族援護関係について

ア、遺族年金、遺族給与金に関する事。

イ、特別給付金、特別弔慰金に関する事。

ウ、その他。

(三) 旧軍人恩給関係について

ア、普通恩給、一時恩給、一時金・扶助料に関する事。

イ、傷病恩給に関する事。

ウ、軍歴を有する者で、外国政府、外国特殊法人、外国特殊機関などの勤務に関する事。

エ、その他。

エ、その他。

▼巡回相談会の日時、会場

※昭和六十三年十一月二十八日

(月) 午前九時三十分～午後三時。

郡山市役所二階第二会議室

※昭和六十三年十一月二十九日

(火) 午後九時三十分～午後三時。

白河市役所第一会議室

なお、詳細については村役場

住民課福祉係 ☎(二五一一一一

一内線二四一)へお問い合わせ

下さい。

昭和63年分年末調整

・青色申告決算説明

会が開かれます

税務署から

| 場 所 | 時 間 | 日 | 月 |
|---------------|----------------------------------------------------|-----------|-------|
| 白河市役所 5階正庁 | 午前の部 10時～11時 30分まで 午後の部 2時～3時 30分まで | 11月24日(水) | 昭和63年 |
| 村文化センター第1会議室 | 午後1時30分 から | 12月13日(水) | 昭和63年 |

※該当者には、別途通知いたします。

なお、詳細については白河税

務署 ☎(二二七一一)へお

問い合わせ下さい。

健康アラカルト

血の循環をよくして万病を防ぐ

朝夕、めっきりと冷え込み、体も縮こまりになりがちですが、簡単な運動で体の血行をよくしてあげましょう。流水くさらず、です。

毛管運動は人体にある約五十億本の毛細血管のうち、その七十五%にあたる三十八億本の毛細血管の血のめぐりをよくし、

静脈弁を整理して全身に酸素と栄養を行き渡らせ細胞も押し流し、病気を防ぎます。

健康な人はもちろん、

子供からお年寄りまで

是非、お試し下さい。

ただし、長続きさせる

ことがポイントです。

高血圧症、動脈硬化

症、心臓病、静脈瘤、

凍傷、手足のマヒ、大

根足にも大変効果的で

す。

(毛管運動の方法)



毛管運動
〔毛細管現象発現運動〕
足の裏を
水平に
する

は出てくる
手はまわ
足とだけ
るにのば
かく

※朝・夕一回 一～二分やりましょう

保育所入所希望案内

村では、保育所へ入所する児童を募集します。

保育所は、保護者が労働に従事したり、あるいは疾病にかか

っているなどのため家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者にかわって一般家庭と同様の保育をすることを目的とする施設です。

村には次の保育所があります。

○西郷村保育所(定員七〇名)

○西郷村第二保育所(定員九〇名)

○川谷保育所(定員六〇名)

※なお、詳細(日程など)については、村役場住民課福祉係 ☎(二五一一一一内線二四三)にお尋ね下さい。

善意を
ありがとう

左記の方々から心暖まるご芳志をいただきましたので、ここに紹介すると共に感謝申し上げます。

▼社会福祉協議会へ

今井源助様(今井薬局・白河市)

相山稔様(米) 七万円

伊藤義直様(下羽太) 十万円

五万円

国民年金

障害基礎年金

① 受給要件

次の要件を満たしたときに障害基礎年金が支給されます。

①国民年金に加入している間に病気やけがをして障害者になったときや、六十歳以上で加入をやめたあと、六十五歳以前でも、日本国内に居住している間に障害になったときは、老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていなければ支給されます。

②その障害のもとになった病気・けがが初めて医師にかかった日の前に、加入期間の三分の二以上は保険料を納めるか、保険料の免除を受けた期間であることが必要です。

なお、昭和七十一年四月一日前に病気・けがをして障害者になったときは、初診日前の一年

間に保険料の滞納がなければ、障害基礎年金を支給する特例も設けられています。

* 障害の認定

病気・けがをして、初診日から一年六カ月たったとき(その前に症状が固定した場合は固定したとき)「障害認定日」といいます。に、障害に該当するかどうかが認定されます。認定は政令で定める障害等級表の障害の程度、一級または二級に該当するか否かによって行われます。

* 二十歳前の障害

二十歳前に初診日があった障害にも、その人が二十歳に達したときから障害基礎年金が支給されます。

ただし、二十歳前の障害によって障害基礎年金を受けている

本人に一定の額以上の所得があるときなどは、年金の支給が停止されます。

* 事後重症の年金

障害認定日に障害の程度が、一級または二級に該当しなかったため、障害基礎年金を受けられなかった人は、その後六十五歳に達する日の前日までの間に障害の程度が一級または二級に該当するようになれば、障害基礎年金が支給されます。

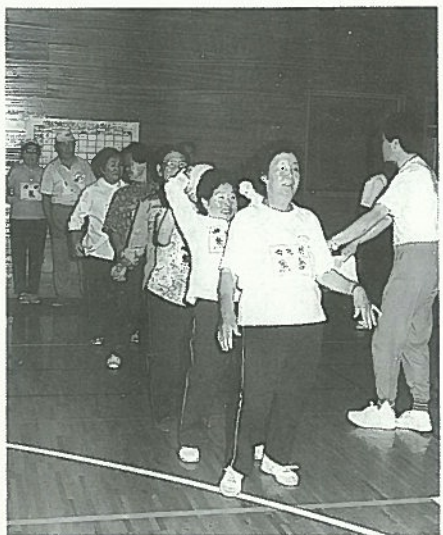
なお、事後重症による障害基礎年金は、六十五歳に達する前に裁定請求を行わないと、支給されません。また、年金の支払いは裁定請求を行った翌月分からとなっています。

* はじめて二級による年金

既に障害のある人がさらに別の障害が起こった場合、既にある障害と新しい障害を併せた障害の程度が、六十五歳に達する日の前日までに初めて二級以上に該当した場合、障害基礎年金が支給されます。また年金の支払いは裁定請求を行った翌月分からです。

② 年金額

障害基礎年金の額は定額で、障害等級表の二級に該当する人は六二七、二〇〇円(月額五、二六七円)、一級の障害に該当する人はその一・二五倍の七八四、



▲第9回老人スポーツ大会から (村民体育館)

〇〇〇円です。(昭和六十三年度試算)

③ 子の加算額

障害基礎年金の受給権ができたときに、その人によって生計を維持されている十八歳未満の子または二十歳未満で一級・二級の障害がある子がいるときは、左の表の額が障害基礎年金に加算されます。

| 加算対象の子 | 加算額 |
|-----------------|---------------------------|
| 1人目・2人目 (1人につき) | 各 188,100円 (月額15,675円) |
| 3人目以降 (1人につき) | 各 62,700円 (月額 5,225円) |

〈昭和63年度試算〉

●1級の場合

| | |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 障害厚生年金 | $\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.5}{1000} \times 300\text{月} \times 1.25 \times 1.007$ |
| 配偶者加給年金額 | (188,100円) |
| 障害基礎年金 | 784,000円 |
| 子の加算額 | (1人目・2人目188,100円、3人目以降62,700円) |

●2級の場合

| | |
|----------|---------------------------------------------------------------------------|
| 障害厚生年金 | $\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.5}{1000} \times 300\text{月} \times 1.007$ |
| 配偶者加給年金額 | (188,100円) |
| 障害基礎年金 | 627,200円 |
| 子の加算額 | (1人目・2人目 188,100円、3人目以降62,700円) |

●3級の場合

| | |
|--------|---------------------------------------------------------------------------|
| 障害厚生年金 | $\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.5}{1000} \times 300\text{月} \times 1.007$ |
| | [470,400円未満のときは470,400円とする] |
| | (昭和63年度試算) |

④ 障害基礎年金と障害厚生年金を合わせた年金額

厚生年金の加入期間が三〇〇月以下の人が受ける年金は次のようになります。

| | |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1級 | $\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.5}{1000} \times \text{加入月数} \times 1.25 \times 1.007 + \text{加給年金額}$ |
| 2級 | $\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.5}{1000} \times \text{加入月数} \times 1.007 + \text{加給年金額}$ |
| 3級 | $\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.5}{1000} \times \text{加入月数} \times 1.007$ (最低 470,400円) |
| 障害手当金 | $\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.5}{1000} \times \text{加入月数} \times 2$ (最低 934,200円) |

※加入月数は、厚生年金の加入期間が、300月（25年）未満でも300月として計算します。 (昭和63年度試算)

障害厚生年金・障害手当金の年金額等の計算式

参考2

障害厚生年金は、障害基礎年金が支給される障害（一級・二級）が、厚生年金の加入期間中に初診日のある病気・けがによ

参考1
障害厚生年金の受給要件

障害厚生年金は、障害基礎年金に該当しない軽い程度の障害でも、厚生年金の障害等級表に該当するときは、厚生年金独自の年金（三級の障害厚生年金）または障害手当金（一時金）が支給されます。

参考3

障害厚生年金の加給年金額

一級または二級の障害厚生年金の受給権ができたときに、その人によって生計を維持されている配偶者がいるときは、一八八、一〇〇円（月額一五、六七五円）（昭和六十三年度試算）が支給されます。

自衛官募集

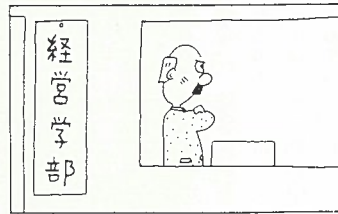
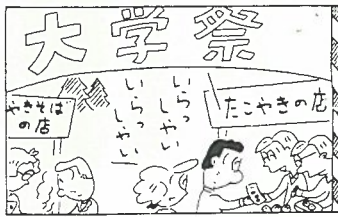
防衛庁では、陸・海・空自衛官を募集しています。応募資格は、十八歳から二十四歳までの日本国籍を有する男子です。

応募方法など詳しいことは、自衛隊募集事務所（二四一〇三七二）又は、村役場総務課（二五一一一一内線二二五）におたずねください。



さわやか君

西村 宗



労働保険の加入は

おすすめが **事業主の皆さんへ**

労働保険(労災保険・雇用保険)は、労働者が労働災害や失業等の保険事故のとき必要な保険給付を行ない、生活の安定・社会復帰の促進・再就職の促進等を図ることを目的とした制度で、労働者一人以上使用しておれば加入しなければなりません。

まだ手続がおすすめでない方は今すぐ最寄の労働基準監督署 ☎ (24-1391) ・公共職業安定所 ☎ (24-1256) にお出掛けください。

福島労働基準局
福島県商工労働部

新幹線の高架下は 自分の土地ではありません

JR東日本那須新幹線保線区は東北新幹線高架下のクリーン作戦を実施しています。

鉄道事故を防ぎ、鉄道輸送の安全を確保するため次のことに協力してください。

- 高架下に置いてある農機具類、木材、廃車、自動車、わらなどを取り除いてください。
- 高架下には、今後、無断で前記のものを置かないでください。
- 線路内に入るような立ち木の枝は伐採してください。
- 高架橋や線路の近くに危険物(可燃物)などは置かないでください。
- 不要な家庭用品などの廃棄物を鉄道用地内に捨てないでください。

東日本旅客鉄道株式会社
那須新幹線保線区
☎ (0287) 65-2440

おし
らせ



ご存知ですか

建設業関係の皆さん!!

建設業を営む方々、及び建設現場で働く皆さん、国が作った「建設業退職金共済制度」をご存じですか。

この制度は、昭和39年に中小企業退職金共済法により作られた制度です。

この制度の特色は、一般の退職金のように労働者が事業所をやめた時支払われる退職金でなく、建設業という一つの業種の中で働く

限り、事業所に雇用された期間全部を通算して退職金を支払うという、いわば建設業界ぐるみの退職金制度です。

退職金は、国の制度ですから、确实、安全であり、極めて有利な利回りで計算されています。

現在、全国で12万の事業主、170万人の労働者がこの制度に加入し、退職金の積立てが行われ、すでに45万人の労働者が退職金を受け取り、その額は995億円を超えています。

この制度について詳しいことは、下記にお問い合わせ下さい。

建退共福島支部

住所 福島市五月町4-25

福島県建設センター内

☎ 0245 (21) 0244-6

今月の納税

国民健康保険税5期

国民年金保険料8期

村営住宅入居者(募)集

村では下記の住宅の入居者を募集しております。

記

| | |
|-----|-----------|
| 住宅名 | 新川谷団地1戸 |
| 構造 | 木造平家建 |
| 種別 | 第2種 |
| 部屋数 | 3部屋 |
| 家賃 | 月額25,000円 |

| | |
|-----|-----------|
| 住宅名 | 岩下団地 |
| 構造 | 中層耐火構造建 |
| 種別 | 第2種 |
| 部屋数 | 3部屋 |
| 家賃 | 月額28,000円 |

敷金は家賃の2カ月分で、共同の維持管理に要する費用は入居者で負担していただきます。

※申込用紙は村役場建設課 ☎ (25-1111内線353) にあります。

なお、随時受付をしておりますので詳しいことは同課へお問い合わせ下さい。